

**島根県市町村立小中学校・義務教育学校次世代校務支援システム構築・運用業務の
共同調達に係るプロポーザル公募要領**

島根県 GIGA スクール構想推進協議会長

1 趣旨

島根県教育委員会及び県内の市町村教育委員会は、ICTによる学校教育の充実・発展と、これによる GIGA スクール構想の更なる推進に連携・共同して取り組むため、島根県 GIGA スクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、令和7年度に「島根県次世代校務 DX グランドデザイン」を策定した。

これに基づき、パブリッククラウド上で稼働する統合型校務支援システム（以下「次世代校務支援システム」という。）を共同調達により導入し、各市町村における導入負担の軽減と県全体での統一的なシステム環境の構築を目指す。

については、本調達を行うに当たって、公募型企画提案競争（以下「プロポーザル」という。）により、本業務に対する意欲、資質、技術能力及び創造力等が優れた者を募集する。

2 共同調達業務の概要等

(1) 目的

本調達では、次世代校務支援システムの設計・構築及び稼働後5年間の運用・保守を一括して発注し、また各市町村が共通のシステムを利用することにより、システムのライフサイクル全体（設計・構築及び運用・保守の各フェーズ）におけるトータルコストの低減、サービスレベルの向上等、システム全体の向上を目指す。

(2) 業務名

島根県市町村立小中学校・義務教育学校次世代校務支援システム構築・運用業務

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 調達概要

本調達は、県域で統一的な環境を整備する観点から、協議会が事務局として共同調達を行い、各市町村は、導入予定年度を予め提示し、選定された事業者と必要な契約を個別に締結する。

(5) 提案価格の上限額

システム構築費用及び運用費用の分割支払

570,268,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各市町村における各年度の上限額は「表1 提案価格上限額」のとおりとする。

(6) 留意事項

なお、各市町村の予算実行の初年度以前の議会において本件契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該市町村に係る契約は行わず、当該市町村に係る経費は支払わないこととする。

表 1 提案価格上限額

(単位：千円)

市町村	予算実行年度（税込）						総額 （税込）
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
松江市		40,098	47,650	47,650	47,650	47,650	230,698
浜田市		16,730	12,247	12,247	12,247	12,247	65,718
益田市				16,710	11,620	11,620	39,950
大田市		11,785	8,514	8,514	8,514	8,514	45,841
安来市	13,018	9,477	9,477	9,477	9,477	9,477	60,403
江津市		7,564	5,252	5,252	5,252	5,252	28,572
奥出雲町		5,040	3,199	3,199	3,199	3,199	17,836
飯南町				2,579	1,503	1,503	5,585
川本町		1,578	880	880	880	880	5,098
美郷町		2,218	1,313	1,313	1,313	1,313	7,470
邑南町		4,668	3,085	3,085	3,085	3,085	17,008
津和野町		3,194	1,855	1,855	1,855	1,855	10,614
海士町	1,670	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	6,880
西ノ島町		1,435	767	767	767	767	4,503
知夫村		929	428	428	428	428	2,641
隠岐の島町		5,883	3,892	3,892	3,892	3,892	21,451

※ 初年度は構築費、後年度以降は運用費

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独の事業者又は共同事業者のいずれかとし、下記(1)～(11)の条件を全て満たすものとする。

共同事業者による提案の場合には、代表者をもって、本プロポーザルに参加することとする。共同事業者の各構成員も下記条件を全て満たすこと。また、構成員は単独又は他の共同事業者の構成員として参加しないこと。

- (1) 法人であること。
- (2) 過去3か年（令和5～7年度）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体発注のクラウド型校務支援システム構築・運用業務等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関

係を有する者でないこと。

- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (10) 受託業務について十分な遂行能力を有すること。
- (11) 業務終了までの間、協議会事務局及び市町村教育委員会との協議、連絡調整が随時行えること。

4 提案競技説明手続

- (1) 配布資料
 - ア 提案競技説明書
 - イ 調達仕様書
 - ウ 提案書作成要領
 - エ 記載項目確認表兼審査基準
 - オ 各種様式
- (2) 閲覧資料
 - クラウドサービス（重要情報を取り扱う場合）利用規程
- (3) 提案競技説明書の配布期間及び配布手続
 - ア 配布期間
 - 令和 8 年 7 月 10 日から同年 8 月 14 日まで
 - イ 配布場所
 - 島根県教育庁教育連携推進課ホームページ
 - https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_kyouikurenkei/koumusiennkyoudoutyoutatu.html
 - ウ 配布手続
 - (1)のアの資料は、(3)のイで交付する。
 - (1)のイからオの資料は、公募書類等閲覧申請書を提出した者に対し、電子メールにより交付する。
 - (2)の閲覧資料は、9 の場所に守秘義務の順守に関する誓約書を持参した者に閲覧を許可する。
 - 書類を持参する場合は、事前に連絡し、時間を調整した上で、来庁すること。
 - 公募書類等閲覧申請書及び守秘義務の順守に関する誓約書は、(3)のイのホームページからダウンロードすること。
- (4) 提案競技説明会
 - 開催しない。

5 公募に関するスケジュール等

- (1) 業務内容に関する質問と回答
 - ① 提出期限
 - 令和 8 年 7 月 21 日 17 : 00 必着
 - ② 質問方法
 - 「質問書(様式 1 号)」を原則メールにより Word ファイル形式により提出すること。
 - これにより難しい場合は、9 の問合せ先へ事前に相談すること。
 - また、共同事業体の場合、代表者が各構成員の質問を取りまとめ提出すること。
 - ③ 回答方法

回答は、全ての質疑を取りまとめ、質疑及び回答を島根県の HP 上で公開する。

④ 回答予定

令和 8 年 7 月 27 日

(2) プロポーザル参加表明書等の提出

① 提出期限

令和 8 年 7 月 31 日 17:00 必着

② 提出方法

「プロポーザル参加表明書（様式 2 号）」及び以下の添付書類について、各 1 部郵送又は持参により提出すること。

共同事業体の場合は、代表者が各構成員の添付書類を取りまとめ提出すること。

持参の場合の受付時間は、9:00 から 17:00（土・日・祝日は除く）までとする。

また、郵送の場合は、郵便書留に限る。なお、郵送の際は到着時間指定をするなど、期限までに到着するように対応すること。

ア 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの、原本）

イ 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

ウ クラウド型校務支援システム構築・運用業務実績届（様式 3 号）

エ 国税及び地方税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、原本）

オ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、原本）

カ 共同事業体協定書の写し（任意様式）※

キ 共同事業体の結成について権限を有する者の委任状（任意様式）※

※ 上記カ及びキについて、単独の事業者は提出不要

③ 参加資格確認結果通知

令和 8 年 8 月 5 日 予定

(3) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和 8 年 8 月 14 日 17:00 必着

② 提出方法

「企画提案書」、「見積書」、「機能一覧対応確認表（様式 4 号）」、「帳票一覧対応確認表（様式 5 号）」及び補足資料を紙媒体及び電子データで提出すること。紙媒体は 22 部（正本 1 部、副本 21 部）、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、9:00 から 17:00（土・日・祝日は除く）までとする。

また、郵送の場合は、郵便書留に限る。なお、郵送の際は到着時間指定をするなど、期限までに到着するように対応すること。

電子データを電子メールで提出する場合、データの容量が 10 メガバイトを超えるときは、9 の問合せ先に事前に相談すること。

※ プロポーザルの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任されていることが分かる資料を 1 部提出すること。（任意様式）

(4) 企画提案者によるプレゼンテーション及び審査会

① 開催日

令和 8 年 8 月 25 日

※ プレゼンテーションの時間及び場所については、プロポーザル参加表明書提出者に別途連絡する。

※ 本審査会参加に必要な費用については、参加事業者の負担とする。

- ② 実施方法
- ・ 審査会を設置し、企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。
 - ・ 提案者ごとに、企画提案書に基づくプレゼンテーション 30 分、質疑応答 20 分の時間を設定する。
- (5) 選考結果（最優秀提案者）の通知
令和 8 年 8 月 31 日までに通知予定
※ 審査会において最も優秀な提案を選定し、審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。
- (6) 審査会の延期・中止
審査会を延期する場合は延期理由及び延期後の実施日を連絡する。また、審査会を中止する場合は中止理由を連絡して提出書類を返送する。

6 企画提案書等の作成

- (1) 企画提案書の作成
別添「提案書作成要領」に則り、提案項目に漏れがないようにすること。
- (2) 見積書の作成
- ・ 各費用の積算根拠が明らかになるように作成すること。
 - ・ 各市町村の年度ごとの負担額が明らかになるように作成すること。
 - ・ 「島根県 GIGA スクール構想推進協議会長」あてとすること。

7 選定方法

- (1) プロポーザル参加者からの書類の提出及びプレゼンテーションを受け、別に定める審査会において選定を行う。
- (2) 審査に当たっては、別添記載項目確認表兼審査基準に基づき審査する。
- (3) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。
- (4) 審査経過については、公表しない。
また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (5) その他
- ① 提出期限以降に提案書の差替え及び再提出は認められないので留意すること。
 - ② 本公募要領に基づき提出された書類は返却しない。

8 契約の締結等

- (1) 契約の締結
審査会で選定された最優秀提案者を業務受託予定者とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、各市町村教育委員会が随意契約を行う。
ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び各調達市町村の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合、本契約は各市町村議会の議決を必要とするため、業務受託予定者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに成立するものとする。
- (2) 契約内容
各市町村教育委員会と業務受託予定者との間で、提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約内容を決定する。
- (3) 契約保証金
各調達市町村で定める規定による。

9 提出先及び問合せ先

島根県 GIGA スクール構想推進協議会事務局
〔担当〕 島根県教育庁教育連携推進課教育 DX 推進室
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
TEL : 0852-22-6428
メール : giga2@pref.shimane.lg.jp